

重要事項説明書

1 指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 五常会
代表者氏名	土屋 大二郎
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	岐阜県中津川市瀬戸 1387 番地の 8 電話 0573-65-3141
法人設立年月日	昭和 59 年 1 月 14 日

2 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	中津川市瀬戸の里地域包括支援センター
介護保険指定 事業所番号	2101500029
事業所所在地	岐阜県中津川市瀬戸 1387 番地の 8
連絡先 管理者名	電話 0573-66-6999 辻 知佐子
事業所の通常の 事業の実施地域	中津川市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者に対し、要介護状態の予防と、可能な限り居宅において、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができ、要支援状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防サービス等が適切に利用できるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成していく。また、当該計画に基づいて適切な介護予防サービス等の提供が確保されるようサービス事業者及び関係機関等との連絡調整その他の便宜を提供することを目的とします。
運営の方針	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定のサービス事業者に不当に偏よることの内容に公正中立に行います。 事業の運営に当たっては、中津川市、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、介護保険施設、住民による自発的なサービスを含めた地域における様々な取り組みとの連携を図ります。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日 但し国民の祝日、12月29日～1月3日を除く
営業時間	8時30分～17時30分（電話等により24時間常時連絡が可能）

(4) 事業所の職員体制

管理者氏名	辻 知佐子
-------	-------

職	職務内容	人員数
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の担当職員その他の従業者の管理、利用者の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。 ・担当職員に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。 	常勤1名
担当職員	<ul style="list-style-type: none"> (介護支援専門員その他の指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する知識を有する職員) ・介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する業務(計画の作成など)を行います。 	常勤1名以上

(5) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容、利用料及びその他の費用について

介護予防支援の内容	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 介護予防サービス・支援計画書の作成	左の①～⑦の内容は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)
② サービス事業者との連絡調整			
③ サービス実施状況把握、評価			
④ 利用者状況の把握			
⑤ 給付管理			
⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助			
⑦ 相談業務			

区分・要介護度			利用料
利用料	介護予防支援費	442 単位/1 月	4,420 円
	初回加算	300 単位/1 回	3,000 円
	委託連携加算	300 単位/1 回	3,000 円

3 その他の費用について

① 交通費	無し
-------	----

4 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたって

- (1) 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定又は事業該当認定の有無及び要支援認定又は事業該当認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定又は事業該当認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	管理者 辻 知佐子
-------------	-----------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ol style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
------------------------	--

<p>個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>
--------------------	--

7 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。ただし、事業所の責に帰すべきからざる事由による場合はこの限りではない。

なお、事業者は、損害賠償保険に加入しています。

8 身分証携行義務

介護支援専門員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

9 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施します。

10 業務継続計画の策定等について

(1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

(2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

に実施します。

- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 1 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

苦情があった場合には、直ちに担当者が利用者に連絡を取り、直接訪問するなどして、詳しい事情を聞くとともに、当該利用者からの担当者からも事情を確認します。

苦情処理については、検討結果等に基づき、できる限り速やかに利用者に対する対応を行います。

苦情の内容、処理結果について記録した上、台帳に保管し、再発防止に役立てる。

苦情の内容によっては、行政窓口等を紹介します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 中津川市瀬戸の里地域包括支援センター	(所在地) 岐阜県中津川市瀬戸 1387-8 (電話番号) 0573-66-6999
【市町村介護保険担当課の窓口】 中津川市役所介護保険課	(所在地) 岐阜県中津川市かやの木町 2-1 (電話番号) 0573-66-1111
【公的団体の窓口】 岐阜県国民健康保険団体連合会	(所在地) 岐阜県岐阜市下奈良 2丁目 2-1 (電話番号) 058-275-9826

1 3 サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) 担当職員に贈り物や飲食物の提供等はお断りいたします。
- (2) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当職員又はサービス事業所の担当者へご連絡ください。
- (3) 病院や診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を入院先の病院等にお伝えください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 住所 岐阜県中津川市瀬戸 1387 番地の 8

事業者 中津川市瀬戸の里地域包括支援センター

業務委託事業所名：

説明者 

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所

氏名 

署名代行者（又は法定代理人）

住所

氏名 

本人との続柄